

平成十九年二月九日受領
答弁第二七号

内閣衆質一六六第二七号

平成十九年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が編纂する「日本外交文書」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が編纂する「日本外交文書」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

昭和八年に外務省に設置された調査部が外務省に保管されている明治期以降の記録文書を編さんし、昭和十一年にお尋ねの史料集の第一巻第一冊が刊行された。

三について

外務省は、外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第四条第二十二号において、外交史料の編さんに関する事務をつかさどることとされている。

四及び五について

いかなる文書が「改竄文書」に当たるかが必ずしも明らかでないことなどから、外務省として、お尋ねについてお答えすることは困難である。